社会福祉法人広野町社会福祉協議会の費用弁償の支給に関する規則

平成２０年１０月１７日　規則第１０号

平成２１年１２月１０日　規則第１６号

平成２２年　３月２４日　規則第１８号

第１条　この規則は、当法人の役員等に支給する費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

第２条　この法人に役員等とは、次に職にある者を行う。

２　定款上の役員等（理事、監事、評議員）

３　別に委嘱する心配ごと相談員

第３条　前条第２項の役員等が、次の公務に出席した日に限り第５条第２項に定める費用弁償を

　支給する。

２　会長が召集する会議に出席したとき。

３　会長が指定した公務に出張したとき。（旅費を除く）

４　その他、会長が特に認めた公務に出席したとき。

第４条　第２条第３項に定める相談員が指定された相談日に出席したとき、又は合同の会議に出席したときは第５条第３項の費用弁償を支給する。

第５条　費用弁償の額は次の区分による。

２　第２条第２項の役員等に支給する額１日３，５００円

３　第２条第３項の役員に支給する額１日２，０００円

第６条　この規則の改正は理事会の議決を要する。

附　則

１　この規則は、平成２０年１０月７日から施行する。

２　従前の社会福祉法人広野町社会福祉協議会の費用弁償の支給に関する規則（平成元年規則第

　１号）は、廃止する。

３　平成１８年４月１８日達第２号の会長等役員の勤務に関する事項及び会長等に支給する費用弁償に関する事項はこれを廃止する。

４　この規則は、平成２１年１２月１０日から施行する。

５　この規則は、平成２２年４月１日から施行する。